

第25表 届出を要する食品関係営業施設の状況

		営業施設数 (年度末現在)	監視指導施設数 (年度中)
令和 3 年度		4 792	1 371
4		5 701	1 447
5		6 538	1 285
旧許可業種で あった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	483	109
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	659	117
	乳 類 販 売 業	1 260	156
	氷 雪 販 売 業	14	8
	カップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	363	36
販売業	弁 当 販 売 業	90	31
	野 菜 果 物 販 売 業	323	79
	米 穀 類 販 売 業	62	33
	通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業	20	-
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	184	234
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	199	251
	自動販売機による販売業（カップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	350	27
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	994	106
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	4	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	21	3
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	56	2
	農産保存食料品製造・加工業	352	15
	調味料製造・加工業	74	6
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	2	-
	精 穀 ・ 製 粉 業	23	2
	製 茶 業	81	-
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	33	1
	卵 選 別 包 装 業	3	-
そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	311	5	
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行 商	56	-
	集 団 給 食 施 設	406	47
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	17	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	17	5
	そ の 他	81	12